

本市)、広報啓発ポスター・チラシの作成、配布及び政府広報を活用した各種媒体（テレビ、新聞、雑誌等）による広報啓発などを実施した。また、児童虐待防止の啓発を図ることを目的に、民間団体（特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク）が中心となって実施している「オレンジリボンキャンペーン」について後援を行っている。

5 児童虐待の事例検証等の取組

児童虐待による死亡事例等の検証は、事件の再発防止と対策を講ずる上での課題を抽出するために重要な意義を持つものであり、2004（平成16）年10月に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」を設置して事例の分析等を行っている。なお、

2007（平成19）年6月に、第3次報告をとりまとめた。

また、学校における児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実を図るため、2005（平成17）年度より、学校等における児童虐待防止に関する国内外の先進的取組について調査研究を実施し、2006（平成18）年5月に報告書を取りまとめた。2006年度には、教員等向けの研修モデル・プログラムの検討を行い、2007年度はこの調査研究を踏まえ、虐待を受けた子どもへの支援等について教職員の対応スキルの向上を図るよう、研修教材を作成している。

さらに、養護教諭の児童虐待への対応の充実を図る一助とするため、「養護教諭のための児童虐待対応の手引き」を作成し、2007年12月に配布した。

第7節

特に支援を必要とする家庭の子育て支援を推進する

1 母子家庭等の自立支援

母子家庭の急増等の新しい時代の要請に対応するため、2002（平成14）年11月に「母子及び寡婦福祉法」等が改正され（2003（平成15）年4月から施行）、また、2003年7月には、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」（平成15年法律第126号、以下「特別措置法」という）が成立した（同年8月から施行）。これらの法律に基づき、

①子育て短期支援事業、日常生活支援事業等の「子育て・生活支援策」

②母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援給付金等の「就業支援策」

③養育費相談支援センター事業の創設など養育費の確保に向けた取組等の「養育費の確保策」

④児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉貸付金の貸付け等の「経済的支援策」

といった自立支援策を総合的に展開している。

2003年3月には、改正母子及び寡婦福祉法に基づき、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方

針」(平成15年厚生労働省告示102号、以下「基本方針」という)を策定し、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のために講じようとする施策の基本となるべき事項などをとりまとめ、さらに、特別措置法の施行を受けて、基本方針の一部改正を行った。

また、「子ども・子育て応援プラン」では、今後5年間を目標として、母子家庭等就業・自立支援センターを全都道府県・指定都市・中核市に設置することとしており、2007(平成19)年度には99か所設置された。

さらに、2005(平成17)年度より、福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、母子自立支援員等と連携し、児童扶養手当受給者に対し、個別に面接・相談を実施し、本人の生活状況、就業への取組、職業能力開発や資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細やかに、確実に、児童扶養手当受給者の自立促進を図っていく母子自立支援プログラム策定事業を実施している。

2 障害児の健全な発達を支援する取組

(1) 障害児及びその家族への支援

児童思春期におけるこころの健康づくり対策として、児童思春期におけるこころのケアの専門家の養成研修を行い、精神保健福祉センター、児童相談所等で児童思春期の専門相談を実施している。

また、障害のある児童を保護者のもとから通わせて、社会に適応できるよう、生活・学習・運動などの指導を行う「知的障

害児通園施設」「肢体不自由児通園施設」「難聴幼児通園施設」における施設支援や、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う「児童デイサービス」、保護者の疾病その他の理由により家庭において介護を受けることが一時的に困難となった、障害のある児童につき、施設等に短期間の入所をさせ、必要な保護を行う「短期入所」を行っている。

なお、身体に障害のある児童又は現存する疾患が将来障害を残すと認められる児童であって、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって効果が期待できる者に対しては、その障害の除去・軽減に必要な医療(育成医療)にかかる自立支援医療費の支給を行っている。

発達障害児²支援については、2005(平成17)年4月に施行された発達障害者支援法を踏まえ、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援の推進を図るため、保健医療、福祉、就労等の制度横断的な関連施策の推進に取り組んでいる。これまで、乳幼児健康診査などの場を通じた発達障害の早期発見、発達障害者支援センターにおける相談支援、発達障害者支援体制整備事業による支援体制の整備、発達障害に関する調査研究を進めてきたところである。2007(平成19)年度はこれらに加え、モデル事業を通じて発達障害者の有効な支援手法を開発する発達障害者支援開発事業の実施、発達障害に関する知見の集積と普及啓発を行う「発達障害情報センター」の設置、発達障害支援に関する研修の充実などを行っている。また、「子どものこころの診療」の重要性について、

2 「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害であり、通常、低年齢において発現するものである。また、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者のうち、18歳未満のものを「発達障害児」という。

広く啓発・周知するため、子どものこころの診療医テキストを配布している。

(2) 学校における支援

障害のある子ども及びその保護者にとって、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学校教育を受けられるようにすることは、大変重要である。

障害のある子どもの教育については、障害の種類や程度に対応して、特別支援学校（以前の盲・聾・養護学校）をはじめ、小・中学校の特別支援学級や通級による指導などの制度がある。

また、2006（平成18）年6月に学校教育法が改正され（2007年4月から施行）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校のいずれの学校においても、特別支援教育を推進することが法律上も明確にされた。

各学校では、「特別支援教育コーディネーター」として指名された教員が、障害のある子どもの支援のため、学校内外の連絡調整、保護者からの相談窓口などの役割を担っている。

発達障害を含め障害のある子どもたちに対し、きめ細かな教育的支援を行うためには、まず各学校における支援体制の整備が重要である。

そこで、2007年度は、「特別支援教育体制

推進事業」や「発達障害早期総合支援モデル事業」などの各種事業、「特別支援教育支援員」の配置に関する地方財政措置等を通じて、その推進を図っている。

さらに、2008（平成20）年度においても、「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」の実施や、「発達障害教育情報センター」を独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に設置することを予定しており、特別支援教育を総合的に推進することとしている。

3 小児慢性特定疾患対策

小児慢性疾患のうち、小児がん等特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となることからその治療の確立と普及を図り、あわせて患者家庭の医療費の負担軽減にも資するため、医療費の自己負担分の一部を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業を実施している。給付の対象となる疾患は、①悪性新生物、②慢性腎疾患、③慢性呼吸器疾患、④慢性心疾患、⑤内分泌疾患、⑥膠原病、⑦糖尿病、⑧先天性代謝異常、⑨血友病等血液・免疫疾患、⑩神経・筋疾患、⑪慢性消化器疾患の11疾患群である。給付は、都道府県、指定都市及び中核市が契約した医療機関に委託して行うこととされている。

第8節

行政サービスの一元化を推進する

従来から地方公共団体においては、妊娠、出産から子どもの健全な育ちに関わる多様なニーズや、児童虐待などの深刻な問題に

的確に対応するため、子ども関連施策を担当する部署の横断的連携や、窓口、情報の一本化など、行政サービスの一元的に対応